

保護者様

東京都立小平特別支援学校長
鈴木 愛

「治癒届」の提出について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。これは、お子さんの休養と他の児童・生徒への感染を予防するための措置になり、欠席扱いにはなりません。学校に登校する際は、学校での感染拡大防止のため、必ず医師の登校許可を受けてください。医師の指示により、他への感染させるおそれがなくなり、登校する際には以下の「治癒届」の提出をお願いします。保護者の方が、診断名に○印をつけ必要事項を御記入ください。

※登校時お子さんの症状によっては、家庭にて様子を見ていただくことや、登校後早めにお迎えを依頼する場合があります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとり・・・・・・・・・・・・・・・・

治癒届（保護者記入）

東京都立小平特別支援学校長殿

小・中・高_____年 氏名_____

下記の疾患について令和_____年_____月_____日に（医療機関）

（医師名）_____医師の診断を受けました。

このため_____月_____日から_____月_____日まで欠席いたしましたが、治癒したため、登校させます。

診断○	対象疾患	出席停止期間の基準
	インフルエンザ（ ）型 発熱日：（ 月 日） 解熱日：（ 月 日）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。 ※発症日（発熱日）、解熱日は、それぞれ0日とカウントします。
	新型コロナウイルス 発症日：（ 月 日） または検査日（ 月 日） 症状軽快日（ 月 日）	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで。 ※発症日（症状軽快日）を0日とカウントします。 無症状の場合は、検査日から5日が出席停止となります。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで。
	麻疹（はしか） 解熱日：（ 月 日）	解熱した後3日を経過するまで。ただし、症状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及び場合もある。
	流行性耳下腺炎（おたふく） 発症日：（ 月 日）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで。
	咽頭結膜炎（プール熱） 消退日：（ 月 日）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
	その他（ ）	

上記の通り診断を受けましたので、届け出いたします。

令和_____年_____月_____日 保護者氏名_____